

宝塚市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成5年宝塚市条例第1号。以下「条例」という。）の規定により、地区計画の原案を次のとおり縦覧に供する。

なお、条例第4条の規定により、この地区計画の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日までに意見書を宝塚市長に提出しなければならない。

令和7年（2025年）7月14日

宝塚市長 森 臨 太 郎

1 縦覧に供する地区計画の原案の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画の変更 宝塚山手台地区地区計画（案）

2 地区計画を定める土地の位置

宝塚市山手台西1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、山手台東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目の各一部

3 地区計画を定める土地の区域

別紙のとおり

4 地区計画の原案の縦覧場所

宝塚市都市整備部都市計画課

5 その他

（1）縦覧期間

令和7年（2025年）7月14日から

令和7年（2025年）7月28日まで

（2）意見書の提出方法

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び条例第2条第1項の地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を宝塚市東洋町1番1号宝塚市都市整備部都市計画課に提出するものとする。

計画図（宝塚山手台地区）

